

機関要件の確認事務に関する指針（2024年度版・令和6年3月29日）に対するQ&A 【令和6年5月10日現在】

質問内容	回答						
<p><b>1. 【指針 86 頁 確認申請書（様式第 2 号の 4）（別紙）】</b></p> <p>・2023 年度適格認定より、適格認定の結果が「停止」の者は、2 回目の「警告」事由が GPA 下位 1/4 に含まれた学生かと存じます。「警告」による「停止」の扱いとなりますので、『設問 4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数』の報告数として含めるという認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>・3. 前年度に停止を受けた者の年間計に人数に計上をしてください。その際、備考欄には、以下のように記載してください。（令和7年度に改めて様式の改定を行う予定です。）</p> <p>年間計には、適格認定における学業成績の判定の結果、2回連続で「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」がGPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属したことにより「停止」となった者を含む。</p> <p>&lt;記載のイメージ&gt;</p> <p>・（例）3月未満の退学が1名、GPAによる停止11名の場合 （注意：人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。）</p> <p>3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数</p> <p>停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数</p> <table border="1" data-bbox="1137 847 1892 1027"> <tbody> <tr> <td>3月未満の停学</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>訓告</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>年間計</td> <td>12人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（備考） 年間計には、適格認定における学業成績の判定の結果、2回連続で「警告」となった場合のうち、2回目の「警告」がGPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属したことにより「停止」となった者を含む。</p> <p>※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。</p> <p>（Q&amp;A上で分かりやすくするため、赤字で強調しているが、実際の申請書では黒字で記載すること。）</p>	3月未満の停学	-	訓告	0人	年間計	12人
3月未満の停学	-						
訓告	0人						
年間計	12人						
<p><b>2. 【指針 79 頁 総合知を育成するための学生の学びの充実に向けた取り組み】</b></p> <p>・令和6年4月19日付け事務連絡の、「9. 「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」の提言を踏まえた記入のお願い（今年度より追加）」について、「これらの取組を行う学校があれば記載（任意様式）願います。」とあり、また、機関要件の確認事務に関する指針（2024年度版）では、79頁に「取り組みを実施している場合は、別途、任意様式でその内容について記載すること。」とありますが、取り組みがある場合、記載した資料はどこに添付すれば良いのでしょうか。</p>	<p>・様式については任意の様式に記載していただくことで構いません。記載された様式については、様式第2号の4—①【(4)財務・経営情報の公表（大学・短期大学・高等専門学校）】の次に添付してください。（様式第2号の4（別紙）の前に添付）総合知の取組は大学としてのアピールにもなるかと思しますので、取り組みを実施している学校があれば記載願います。</p>						

<p><b>3. 【指針 59 頁、61 頁】実務経験のある教員等による授業科目の一覧表について</b></p> <p>・指針 59 頁の実務経験のある教員等による授業科目について、回答するものが3つございますが、「機関要件の確認事務に関する指針」を拝見すると、授業科目数を全て答えるものと、省令で定める基準単位数にて回答するものの2種類あるようにお見受けしました。昨年度から解釈が変更になったのでしょうか。</p>	<p>・実務経験のある教員等による授業科目について、指針 2024 では、前年度より分かりやすく記載方法の見直しを実施したところであり、昨年度から方針を変更した訳ではありません。指針に記載のとおり、</p> <p>※公表する「実務経験のある教員等による授業科目」については、全て網羅的に計上して公表してください。</p> <p>※確認申請書（様式第2号の1）については、必要な単位数又は授業時数分を記載してください。</p> <p>※機関要件確認者に提出する添付書類については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験のある教員等による授業科目の一覧表は、省令で定める単位数等の基準数相当分でも可としています。（大学学部の場合 13 単位）</li> <li>・実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）も、省令で定める単位数等の基準数相当分でも可としています。（大学学部の場合 13 単位）</li> </ul> <p>・なお、指針 61 頁の Q&amp;A（最下段）に記載のとおり、授業計画書（シラバス）に、担当教員等の実務経験をどの程度詳細に記載するののかについては、当該授業科目を履修しようとする学生等にとって「どのような実務経験を持つ教員等が、その実務経験を活かして、どのような教育を行か」という視点で記載してください。単に実務経験の有無を○や×で示すだけ、当該教員等が保有している資格だけを明記しているケースがありますが、シラバスを確認する学生等が理解できるよう、各大学等において確認をしてください。</p>
<p><b>4. 【指針 118 頁 確認取消の届出】</b></p> <p>・確認要件を満たさなくなったため、確認取消の届出を提出する準備をしております。届出の提出方法は、郵送もしくはメールでしょうか。また、取消があった場合、現在、在学中の学生の扱いはどのようになるのでしょうか。</p>	<p>・公印を押印される場合は、郵送でご送付ください。公印省略の場合は、メール（kikanyouken@mext.go.jp）での提出でも結構です。なお、御提出の際、当省でも経営要件の確認を行いますので、様式第1号（添付書類）経営要件を満たすことを示す書類も併せて御提出願います。</p> <p>・確認が取消の前に、授業料等減免対象者となっていた学生等については、確認の取消があった後においても、修学支援法に基づく授業料等減免対象者として扱われることとなります。（指針 2024 127 頁参照）</p>
<p><b>5. 【指針 131 頁 確認辞退の届出】</b></p> <p>・確認の辞退の届出を提出する準備をしております。届出の提出方法は、郵送もしくはメールでしょうか。</p>	<p>・公印を押印される場合は、郵送でご送付ください。公印省略の場合は、メール（kikanyouken@mext.go.jp）での提出でも結構です。</p> <p>・名称等の変更があった場合も同様とします。</p>